



02 地域福祉・重層的支援体制・障害者福祉・高齢者福祉・総合戦略に関する意見を募集します！（パブリックコメント）

パブリックコメントは、皆さんの意見をお聴きすることで、本市の行政運営の向上を図るものです。下記の計画案を公表しますので、ぜひ皆さんのご意見をお聴かせください。



◀市HP

【意見募集期間】1月12日(金)～2月13日(火)

①第4期田原市地域福祉計画(田原市地域福祉活動計画)案

社会福祉法に基づき、市町村は、地域福祉計画(地域福祉活動計画)を策定することになっています。地域福祉計画は、田原市の福祉分野に関する施策を具体化する計画であり、社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画と相互連携を図るため一体的に策定します。

担当課▶地域福祉課 ☎23-3512 ☎23-3545 ✉fukushi@city.tahara.aichi.jp

②田原市重層的支援体制整備事業実施計画案

社会福祉法に基づき、市町村は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定することになっています。重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画に定める包括的な支援体制の整備に関する事項のうち事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

担当課▶地域福祉課 ☎23-3512 ☎23-3545 ✉fukushi@city.tahara.aichi.jp

③第4期田原市障害者計画(第7期田原市障害福祉計画・第3期田原市障害児福祉計画)案

障害者基本法に基づき、市町村は、障害者計画を策定することになっています。また、障害者総合支援法および児童福祉法の規定に基づき、サービスの見込量や必要なサービス基盤整備の数値目標を定めた障害福祉計画と障害児福祉計画を国が定める基本方針に即して定めるものです。

担当課▶地域福祉課 ☎23-3697 ☎23-3545 ✉fukushi@city.tahara.aichi.jp

④第10次田原市高齢者福祉計画案

老人福祉法に基づき、市町村は、高齢者福祉計画(老人福祉計画)を策定することになっています。高齢者福祉計画は、高齢者福祉の分野において、市の目指すべき方向性と、市民や事業者、行政のそれぞれの役割を定めるものです。

担当課▶高齢福祉課 ☎23-4654 ☎23-3545 ✉koureifukushi@city.tahara.aichi.jp

【意見募集期間】2月1日(木)～3月1日(金)

デジタル田園都市国家構想 田原市総合戦略案

田原市人口ビジョンに掲げた将来人口構想の実現を目指し、デジタル活用から取り組みを強化して基本方針に掲げた取り組みを着実に進めていくため、今後4カ年における取り組みの基本方針や具体的な戦略を定めるものです。

担当課▶企画課 ☎27-7978 ☎23-0669 ✉jinkou@city.tahara.aichi.jp

【意見提出方法】(個々のご意見には直接回答しません。)

①公表場所へ持参 ②郵便 ③FAX ④Eメールのいずれかで住所、氏名、電話番号を明記の上提出してください。

【計画案の公表場所】

担当課、市役所南庁舎1階ロビー、赤羽根市民センター、渥美支所地域課、中央図書館、市HP